

(写)

令和7年10月23日

三重労働局長
石田 聡 殿

三重地方最低賃金審議会
会 長 西 川 昇 吾

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月2日付け三労発基 0902 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金

1 適用する地域

三重県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 電線・ケーブル製造業

(2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

ロ 書類等の複写、集配又は簡易な入力業務

ハ 手作業による軽易な包装、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,097 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 21 日